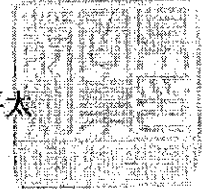


東健廢 第150-2号  
平成23年 3月10日



様

静岡県知事 川勝 平太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [Redacted] (解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・解体工事の発注者</li><li>・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）</li><li>・解体工事代金の支払者及び受領者</li><li>・発生した廃棄物の種類及び量</li><li>・当該地に残存する廃棄物の種類及び量</li><li>・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者</li><li>・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者</li></ul>
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [Redacted] 字水立 [Redacted] 内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者</li></ul>

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山宇赤井谷 [REDACTED] 他 (土砂搬入地)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事への関与の有無</li> <li>&lt;関与している場合は以下の事項を報告してください。&gt;</li> <li>・現場工事責任者及びその就任時期 (途中交代があった場合は交代者も含む)</li> <li>・工事代金の受領者</li> <li>・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者</li> </ul>

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山宇東谷 [REDACTED] 他 (解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事への関与の有無</li> <li>&lt;関与している場合は以下の事項を報告してください。&gt;</li> <li>・解体工事発注者</li> <li>・解体工事元請事業者 (下請事業者がある場合はその事業者を含む)</li> <li>・解体工事代金の支払者及び受領者</li> <li>・野外焼却行為 (平成 22 年 11 月 5 日) の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先</li> <li>・上記③の現場からの土砂搬入の指示者</li> <li>・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所 (廃棄物の発生場所)、排出者、搬入年月日、搬入指示、運搬者及び運搬代金の支払者</li> </ul>

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し (工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等)

3 報告期限

平成23年 3月31日 (必着)

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター (担当 ; 廃棄物課)  
 住所 ; 〒410-8543 静岡県沼津市高島本町 1-3  
 電話 ; 055-920-2106

\* 郵送可。

\* 回答書には代表取締役印を押印のこと。

上記記載事項に対し、当社には一切責任は御座いません。  
 基より申請者、又は発注者 [REDACTED] 他)等に問うべき問題と思う。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

